

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)(第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>第二条 「国民の祝日」を次のように定める。</p> <p>(略)</p> <p>スポーツの日 十月の第二月曜日</p> <p>スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う。</p> <p>(略)</p>	<p>第二条 「国民の祝日」を次のように定める。</p> <p>(略)</p> <p>体育の日 十月の第二月曜日</p> <p>スポーツにしたしみ、健康な心身をつちか</p> <p>う。</p> <p>(略)</p>

○ スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（スポーツの日の行事）</p> <p>第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定するスポーツの日に おいて、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、 かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施 するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれそ の生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が 実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めな ければならない。</p>	<p>（体育の日の行事）</p> <p>第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭 和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する体育の日におい て、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、 積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよ う努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活 の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施さ れるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければ ならない。</p>

○ 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)(附則第三項関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第五章 国民の祝日に関する法律の特例</p> <p>第二十九条 平成三十二年の国民の祝日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第一条に規定する国民の祝日をいう。)に関する同法の規定の適用については、同法第二条海の日の項中「七月の第三月曜日」とあるのは「七月二十三日」と、同条山の日の項中「八月十一日」とあるのは「八月十日」と、同条スポーツの日の項中「十月の第二月曜日」とあるのは「七月二十四日」とする。</p>	<p>第五章 国民の祝日に関する法律の特例</p> <p>第二十九条 平成三十二年の国民の祝日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第一条に規定する国民の祝日をいう。)に関する同法の規定の適用については、同法第二条海の日の項中「七月の第三月曜日」とあるのは「七月二十三日」と、同条山の日の項中「八月十一日」とあるのは「八月十日」と、同条体育の日の項中「十月の第二月曜日」とあるのは「七月二十四日」とする。</p>